

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 佐野展雄

第107回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階 浜松町東京會館「オリオンルーム」
3. 目的事項
報告事項 1. 第107期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第107期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合に限りです。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

-
- 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tamaiship.co.jp>) において掲載させていただきます。

事 業 報 告 (自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月 31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国で緩やかな回復が続き、欧州も穏やかながらも回復を継続しました。一方、中国をはじめとした新興国では、昨年暮れの米国の金利引き締めに伴う経済成長の鈍化、悪化が顕著となり、世界全体の乾貨物貿易量は昨年比小幅に減少しました。わが国の経済は、新興国経済の影響、特に中国経済の変調と停滞、小幅な円高の進行等により、さらに緩やかな回復基調となりました。

外航ドライバルク船の海運市況は、昨年までの船腹過剰供給に加え、スクラップ量より竣工量が上回るにより船腹過剰状態が増幅され、さらに中国とインドの大幅な石炭輸入量の減少などから貨物量が減少して、バルチックドライ指数が史上最低を更新しました。

この様な状況下、当社グループの外航海運部門では、ハンディマックス船型を中心に堅実な営業活動を行い、短期的な市況に左右されない長期的な貨物の輸送契約の成約に傾注すると同時に、減速航海等のオペレーションコストの削減にも徹底して取組み、さらに顧客のニーズに即応した安全航海の徹底に努めました。また、これまで同様、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン配船を継続し、バラスト航海を減少することで、収支の安定と改善に努めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、6,105百万円（対前連結会計年度比△1,104百万円、15.3%減）と前連結会計年度に比べ、減収となりました。

利益面では、燃料油価格の下落や短期用船の減少などの営業費用の減少要因があったものの、営業収益の減少が大きく営業利益は332百万円（同△23百万円、6.7%減）と減益となりました。

営業外収益35百万円、営業外費用289百万円を加減し、経常利益は78百万円（同△191百万円、70.9%減）で、特別利益として固定資産売却益3百万円、特別損失として減損損失1,180百万円、投資有価証券評価損58百万円を計上しました結果、税金等調整前当期純損失は1,157百万円となり、法人税等、法人税等調整額、非支配株主に帰属する当期純利益を加減して、親会社株主に帰属する当期純損失は1,118百万円（前連結会計年度873百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）と大幅な減益となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① 外航海運業

支配船舶による北米からの輸入穀物や南米からの水酸化アルミや海外へのスラグ、セメントクリンカーなどの輸送を行い、運航採算の向上に努めるとともに、一部支配船舶の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前連結会計年度に比べ、円安によるプラス材料はあったものの、航海数の減少や市況の低迷の影響が大きく、5,064百万円（対前連結会計年度比△1,101百万円、17.9%減）と減収となりました。営業利益は、入渠に伴い船費が増加したものの、短期用船の減少で借船料が減少し、また、燃料油価格の下落に伴い運航費の減少が大きく、全体として営業費用が減少したことで、741百万円（同△71百万円、8.8%減）となりました。

② 内航海運業

定期用船2隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船2隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。

所有船の臨時入渠等によるオフハイヤーが前連結会計年度に比べ増加したことなどにより、営業収益は894百万円（対前連結会計年度比△6百万円、0.7%減）となりました。営業利益面は、後述の減損損失に記載のとおり、収益性の低下に加え修繕費が増加したため、19百万円の営業利益（同△13百万円、42.1%減）にとどまりました。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、営業収益は、146百万円（対前連結会計年度比3百万円、2.2%増）、営業利益は、建物の老朽化等による修繕費が多くなり、34百万円（同0百万円、0.6%増）となりました。

（営業利益は配賦不能営業費用（462百万円）控除前のものです。）

当連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去又は全社	連 結
営業収益	5,064	894	146	6,105	—	6,105
営業利益	741	19	34	794	(462)	332

前連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去又は全社	連 結
営業収益	6,166	900	143	7,210	—	7,210
営業利益	813	32	33	879	(523)	356

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、606百万円であり、主として平成31年度第1四半期に竣工予定の新造船の建造代金の一部であります。

② 資金調達

当連結会計年度において、当社が、主として長期運転資金として100百万円を借り入れております。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益(百万円)	6,618	6,932	7,210	6,105
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)(百万円)	△32	516	873	△1,118
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△1.69	26.73	45.24	△57.93
純 資 産(百万円)	5,028	5,605	6,522	5,238

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第104期	平成25年度 第105期	平成26年度 第106期	平成27年度 第107期(当期)
営 業 収 益(百万円)	6,259	6,890	7,159	6,013
当期純利益(△純損失)(百万円)	△278	△17	12	△461
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△14.42	△0.90	0.66	△23.91
純 資 産(百万円)	3,588	3,618	3,650	3,041

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

海運市況の低迷、新造船の供給圧力など厳しい経営環境にあり、当社グループが所有するハンディーバルカーの中古船市場の価格も大幅に下落しております。このような状況を鑑みて、当社グループは会計ルールに則り、当連結会計年度において外航船1隻の減損処理を行いました。また、内航船員の不足に伴う船員費高などにより採算が悪化した内航タンカー1隻についても減損処理を行いました。

このような状況下、中・長期の用船契約により安定収益を重視しつつ、市況に応じたポジションをとり、これまで同様に減速航海及び太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン配船をより積極的に進め採算の安定と向上を図るよう努めてまいります。

また、IMOによるバラスト水管理条約の発行（この条約の発効は30ヶ国の批准及びその合計船腹量が35%を超えた日から12ヶ月後に発行することになっております。現在、49ヶ国が批准し、その合計船腹量全世界の商船全体の34.82%です。（平成28年3月8日時点））、及び米国海域に入港する船舶に要求されるバラスト水管理規則（平成28年1月1日以降の最初の入渠時にバラスト水処理装置を設置しなければならない。）の発効により当社既存外航船5隻へのバラスト水処理装置の設置が要求されており順次対応していく予定です。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所 在 地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内航船舶貸渡業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
N I K K E I D R A G O N	撒積運搬船	29,439	52,950	北米／日本
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	撒積運搬船	30,619	54,958	北米／日本
N I K K E I V E R D E	撒積運搬船	29,829	51,658	ブラジル／日本
N I K K E I S I R I U S	撒積運搬船	29,829	51,658	ブラジル／日本
N I K K E I P R O G R E S S O	撒積運搬船	29,829	51,658	ブラジル／日本
第 二 鶴 玉 丸	内航油送船	3,767	5,600	国 内 沿 海
こ す も 丸	内航油送船	1,599	3,283	国 内 沿 海

(注) 上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が2隻あります。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数(人)	前期末比増減(人)
陸 上 従 業 員	15 [2]	△1 [△2]
海 上 従 業 員	48 [—]	8 [—]
合 計	63 [2]	7 [△2]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内航船舶貸渡業
本山パインクレスト株式会社	70,000	71.9 (3.9)	不動産賃貸業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,950,980
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,278,770
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,078,062
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	476,920
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	256,847
株 式 会 社 み な と 銀 行	202,569
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	165,900
株 式 会 社 中 国 銀 行	110,400

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

剰余金の配当の基本方針としましては、変動の激しい海運市況の下落に備えるため、また、将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、そのため内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施すべきと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり3円とさせていただきたいと存じます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,320,000株(自己株式13,014株を含む。)
- (3) 株主数 2,195名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	3,968 ^{千株}	20.55 [%]
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,419	7.35
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	680	3.52
三井住友海上火災保険株式会社	470	2.43
乾 汽 船 株 式 会 社	406	2.10
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	380	1.97
株 式 会 社 辰 巳 商 會	300	1.55
株 式 会 社 S B I 証 券	262	1.36
村 山 信 也	206	1.07
合 同 会 社 ラ キ ベ ア イ ン ベ ス ト	158	0.82

(注) 持株比率は、自己株式(13,014株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野展雄	全般、内航営業部担当	
常務取締役	木原豊	総務部長兼経理部長、内部統制室長	T.S. Central Shipping Co., Ltd. 取締役社長
取締役	清崎哲也	海務部長、内航タンカー安全管理室長	大四マリン株式会社代表取締役社長
取締役	川名勉	外航営業部長	
取締役	岡本一郎		日本軽金属ホールディングス株式会社代表取締役社長 日本軽金属株式会社代表取締役社長
取締役	安田耕太郎		日本軽金属株式会社取締役執行役員
常勤監査役	青木松義		
監査役	山口修司		弁護士 岡部・山口法律事務所代表 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役 株式会社住友倉庫社外監査役
監査役	宮尾克己		公認会計士 宮尾公認会計士事務所所長
監査役	玉井裕		新神戸ドック株式会社代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち岡本一郎氏及び安田耕太郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、当社は同氏を東京証券取引所に定める独立役員として届け出ております。
4. 高本範政氏は、平成27年6月24日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
5. 平成27年6月24日開催の取締役会において、木原豊氏が常務取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 平成27年6月24日開催の取締役会において、代表取締役社長佐野展雄氏に内航営業部担当を委嘱しました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7 人	85,200千円	
監 査 役	4 人	23,400千円	
計	11 人	108,600千円	

- (注) 1. 上記報酬等のほか、平成18年6月29日開催の第97回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額として、当事業年度中に退任した取締役1名に対して、当事業年度に31,300千円を支給しております。
2. 上記報酬等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、1,800千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	岡 本 一 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社	代表取締役社長
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	代表取締役社長
	安 田 耕太郎	日 本 軽 金 属 株 式 会 社	取締役執行役員
社外監査役	山 口 修 司	岡 部 ・ 山 口 法 律 事 務 所	代表
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役
		株 式 会 社 住 友 倉 庫	社外監査役
	宮 尾 克 己	宮尾公認会計士事務所	所長
	玉 井 裕	新神戸ドック株式会社	代表取締役社長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	岡 本 一 郎	当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに出席し、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	安 田 耕太郎	当事業年度開催の取締役会のほぼ全てに出席し、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
社外監査役	青 木 松 義	当事業年度開催の取締役会・監査役会の全て及び経営会議のほぼ全てに出席し、常勤監査役の立場で、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、内部統制委員会及び水曜会（部長会）に助言的立場で全てに出席しているほか、会計監査にも立会っております。
	山 口 修 司	当事業年度開催の取締役会・監査役会のほぼ全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について必要に応じ、発言を適宜行っております。
	宮 尾 克 己	当事業年度開催の取締役会・監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	玉 井 裕	当事業年度開催の取締役会・監査役会のほぼ全てに出席し、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。

社外役員の報酬等の総額等

	支給人数	報 酬 等 の 額
社外役員の報酬等の総額等	6 人	27,000千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分の内容

業務改善命令（業務管理体制の改善）

3ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様を始め、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取り組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものといたします。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制のシステムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ニ. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものといたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われたことを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除にむけた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係の有ってしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び四半期レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,004,957	流動負債	1,566,399
現金及び預金※1	1,449,771	海運業未払金	149,676
海運業未収金	186,414	短期借入金	50,000
貯蔵品	189,676	一年内返済予定の長期借入金※2	1,065,134
繰延税金資産	9,033	未払法人税等	14,297
その他流動資産	170,062	前受金	149,610
固定資産	13,563,486	賞与引当金	30,702
有形固定資産	12,384,335	その他流動負債	106,977
船舶※1、※3	11,325,212	固定負債	8,763,780
建物※1、※3	285,017	長期借入金※2	7,405,315
器具及び備品※3	6,108	繰延税金負債	978,084
土地※1	168,638	特別修繕引当金	180,066
建設仮勘定	585,000	退職給付に係る負債	34,674
その他有形固定資産※3	14,359	長期未払金	38,700
無形固定資産	2,190	資産除去債務	12,714
投資その他の資産	1,176,960	その他固定負債	114,225
投資有価証券※1	658,036	負債合計	10,330,180
退職給付に係る資産	41,757	(純資産の部)	
繰延税金資産	382,083	株主資本	4,902,645
その他長期資産	95,083	資本金	702,000
		資本剰余金	280,268
		利益剰余金	3,921,980
		自己株式	△1,603
		その他の包括利益累計額	164,311
		その他有価証券評価差額金	164,311
		非支配株主持分	171,306
		純資産合計	5,238,263
資産合計	15,568,444	負債・純資産合計	15,568,444

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結損益計算書 （自平成27年4月1日） （至平成28年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	
海 運 業 収 益		
運賃	5,225,244	
貸借の他海運業	641,490	
海運業	92,492	5,959,227
船運業		
船運業	2,284,849	
船運業	2,609,621	
船運業	277,490	
船運業	20,851	5,192,812
船運業		
船運業		766,414
船運業		146,583
船運業		54,255
船運業		92,327
船運業		858,742
船運業		525,930
船運業		332,811
船運業		
船運業	1,477	
船運業	24,849	
船運業	8,129	
船運業	1,461	35,918
船運業		
船運業	159,318	
船運業	75,611	
船運業	46,339	
船運業	8,563	289,832
船運業		78,897
船運業		
船運業	3,095	3,095
船運業		
船運業	1,180,941	
船運業	58,582	1,239,523
船運業		
船運業	95,835	△1,157,530
船運業	△137,015	△41,179
船運業		△1,116,350
船運業		2,123
船運業		△1,118,473

連結株主資本等変動計算書（自平成27年4月1日
至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	280,268	5,136,996	△1,392	6,117,872
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△96,542	—	△96,542
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	△1,118,473	—	△1,118,473
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△211	△211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△1,215,015	△211	△1,215,226
当 期 末 残 高	702,000	280,268	3,921,980	△1,603	4,902,645

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	228,563	228,563	175,822	6,522,258
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△96,542
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	—	—	—	△1,118,473
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△64,251	△64,251	△4,516	△68,767
当 期 変 動 額 合 計	△64,251	△64,251	△4,516	△1,283,994
当 期 末 残 高	164,311	164,311	171,306	5,238,263

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

T. S. Central Shipping Co., Ltd.、大四マリン株式会社、本山パインクレスト株式会社
すべての子会社を連結している。

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致している。

2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの…連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯 蔵 品……………先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く) …船舶は定額法、その他は主として定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) は定額法) を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

船舶……………11～18年

建物 (建物附属設備を除く) ……19～50年

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっている。

③ リース資産 (所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしている。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上することとしている。

④ 特別修繕引当金

船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、過年度の特別修繕に要した費用を基礎に将来の修繕見込額を加味して計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

運賃、運航費及び借船料については、外航部門は航海完了基準、内航部門は積切基準によって

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

③ 退職給付に係る負債

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(5) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以降実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(表示方法の変更)

連結損益計算書

前連結会計年度において営業外収益の「その他営業外収益」に含めていた「燃料油売却益」(前連結会計年度5,847千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記している。

前連結会計年度において区分掲記していた営業外費用の「燃料油売却損」(当連結会計年度2,175千円)は、金額が僅少となったため、当連結会計年度は「その他営業外費用」に含めて表示している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

※1 担保に供している資産

現金及び預金	100,000千円
船舶	11,324,646千円
建物	47,712千円
土地	1,238千円
投資有価証券	528,659千円
計	12,002,257千円

※2 担保に係る債務

一年内返済予定の長期借入金	1,001,934千円
長期借入金	7,302,615千円
計	8,304,550千円

※3 資産から直接控除した減価償却累計額

船舶	5,493,799千円
建物	751,419千円
器具及び備品	44,792千円
その他有形固定資産	10,347千円
計	6,300,359千円

3. 連結損益計算書に関する注記

※ 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(経緯)

NIKKEI PROGRESSOについては、現下の低迷した海運及び売船市況により収益性の低下が認められるため、減損損失を認識した。

第二鶴玉丸については、竣工以後収益性の低下が続き、今後経常的な損失が予想されるため、減損損失を認識した。

(減損損失の金額)

名称	用途	種類	減損損失 (千円)
NIKKEI PROGRESSO	貨物船	船舶	829,399
第二鶴玉丸	油槽船	船舶	351,542
合計	—	—	1,180,941

(グルーピングの方法)

当社グルーピングは原則として船舶及び賃貸不動産については個別物件ごとにグルーピングしている。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額としている。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により、使用価値は将来キャッシュ・フローを2.25%で割り引いて算定している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

19,320,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	96,542	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成28年5月16日開催の定例取締役会で、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議した。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 57,920千円 |
| ② 1株当たり配当額 | 3.00円 |
| ③ 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成28年6月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とする。

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に海運業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達している。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。

デリバティブは、必要に応じ、為替や金利等の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針である。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である海運業未収金は、取引先の信用リスクに晒されている。また、外航海運業を営んでいることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されている。

投資有価証券は、主に上場企業株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である海運業未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料油等の補油に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されている。

借入金は、主に設備投資（船舶の取得）に必要な資金の調達を目的としたものであり、その一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されている。また、主な借入金には財務制限条項が付加されている。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程等に従い、営業債権について、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っている。連結子会社についても、当社の経理規程等に準じて、同様の管理を行っている。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされている。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建ての営業債権債務の為替の変動リスクや借入金の金利変動リスクを抑制するため、デリバティブ取引を必要に応じて行っている。デリバティブ取引については、当社の経理規程等に基づき、経営会議で基本方針を承認し、これに従い経理部が取引を行っている。取引実績は、経理部担当取締役及び経営会議に報告している。連結子会社についても、当社に準じて、管理を行っている。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理している。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもある。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち84.1%が特定の取引先に対するものである。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価 (※)	差額
(1) 現金及び預金	1,449,771	1,449,771	—
(2) 海運業未収金	186,414	186,414	—
(3) 投資有価証券	639,517	639,517	—
(4) 海運業未払金	(149,676)	(149,676)	—
(5) 長期借入金	(8,470,450)	(8,470,450)	—

(※)負債に計上されているものについては()で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(2) 海運業未収金

海運業未収金はすべて短期に回収されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

すべてその他有価証券として保有しており、時価は取引所の価格によっている。

その他有価証券の当連結会計年度中の売却額はない。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない(注)2.参照)。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	328,960	571,524	242,564
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	70,139	67,992	△2,147
合計		399,099	639,517	240,417

(4) 海運業未払金

海運業未払金はすべて短期に支払うため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(5) 長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値が帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注) 2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額 18,519千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていない。

(注) 3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

区分	1年内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,065,134	1,065,134	1,853,144	1,623,562	713,902	2,149,569

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用マンション（土地を含む）等を有している。

2. 賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における 時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
465,792	△14,900	450,892	1,168,443

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額である。なお、当連結会計年度末残高には、資産除去債務に関連する金額が4,846千円含まれている。

2. 主な変動額

増加は、建物附属設備の取得

2,480千円

減少は、当期減価償却費及び土地の売却

17,380千円

3. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっている。その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）並びに、一部の建物等の償却性資産については連結貸借対照表計上額をもって時価としている。また、当連結会計年度に新規取得したものについては、時価の変動が軽微であると考えられるため、連結貸借対照表計上額をもって時価としている。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、92,327千円（賃貸収益はその他事業収益に、主な賃貸費用はその他事業費用に計上）である。

7. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

262.44円

1 株当たり当期純損失（△）

△57.93円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書 平成28年5月12日

玉井商船株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武内清信 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 立石康人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,726,555	流動負債	592,282
現金及び預金※1	1,151,701	海運業未払金	113,113
海運業未収金※4	181,691	短期借入金	50,000
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	112,800	一年内返済予定の長期借入金※1	190,334
立替金※4	8,272	未払費用	10,281
貯蔵品	85,420	未払法人税等	11,073
繰延及び前払費用	100,557	前受金	145,124
代理店債権	57,669	預り金	9,741
その他流動資産	28,442	代理店債務	41,207
固定資産	3,459,842	賞与引当金	14,753
有形固定資産	1,302,236	その他流動負債	6,653
船 舶※1、※2	1,230,565	固定負債	1,552,809
建 物※1、※2	50,476	長期借入金※1	1,406,021
器具及び備品※2	1,619	繰延税金負債	103,088
土地※1	19,375	長期未払金	38,700
その他有形固定資産※2	199	その他固定負債	5,000
無形固定資産	1,591	負債合計	2,145,092
投資その他の資産	2,156,014	(純資産の部)	
投資有価証券※1	429,216	株主資本	2,882,291
関係会社株式※1	208,385	資本金	702,000
出資金	880	資本剰余金	114
関係会社長期貸付金	1,385,600	資本準備金	114
前払年金費用	41,757	利益剰余金	2,181,780
その他長期資産	90,175	利益準備金	127,170
		その他利益剰余金	2,054,610
		固定資産圧縮積立金	45,093
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	109,516
		自己株式	△1,603
		評価・換算差額等	159,013
		その他有価証券評価差額金	159,013
資産合計	5,186,397	純資産合計	3,041,305
		負債・純資産合計	5,186,397

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

損 益 計 算 書

(自平成27年4月1日
至平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
海 運 業 収 益	5,225,244	
運賃	641,490	
その他の海運業収益※1	109,162	5,975,897
海 運 業 費 用		
運航費用	2,284,849	
船借の他海運業費用※1	2,933,907	
船料※1	5,039	5,462,998
海の運業利益		512,899
その他の事業収益		38,028
その他の事業費用		10,459
その他の事業利益		27,569
一 般 管 理 費 益		540,468
営 業 外 利 益		462,158
受取配当金※1		78,309
受取燃料油売却益	25,764	
その他の営業外収益※1	23,103	
営業外費用	8,129	
支為の他営業外費用	1,032	58,029
経常利益		
特別損失		
減損損失※2	23,444	
投資有価証券評価損	36,387	
税引前当期純損失(Δ)	3,704	63,536
法人税、住民税及び事業税		72,802
法人税等調整額	23,444	
当期純損失(Δ)	54,416	405,958
	92,568	Δ333,156
	35,880	128,448
		Δ461,604

株主資本等変動計算書 （自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	117,515	56,760
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	—	—	9,654	—
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—	—	1,274
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△12,940
当期純損失（△）	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	9,654	△11,666
当 期 末 残 高	702,000	114	114	127,170	45,093

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金		—	
当 期 首 残 高	1,900,000	665,651	2,739,927	△1,392	3,440,650
当 期 変 動 額					
利 益 準 備 金	—	△9,654	—	—	—
剰 余 金 の 配 当	—	△96,542	△96,542	—	△96,542
固定資産圧縮積立金の積立	—	△1,274	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	12,940	—	—	—
当期純損失（△）	—	△461,604	△461,604	—	△461,604
自己株式の取得	—	—	—	△211	△211
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△556,135	△558,147	△211	△558,358
当 期 末 残 高	1,900,000	109,516	2,181,780	△1,603	2,882,291

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	210,050	210,050	3,650,700
当期変動額			
利益準備金	—	—	—
剰余金の配当	—	—	△96,542
固定資産圧縮積立金の積立	—	—	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当期純損失(△)	—	—	△461,604
自己株式の取得	—	—	△211
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△51,036	△51,036	△51,036
当期変動額合計	△51,036	△51,036	△609,395
当期末残高	159,013	159,013	3,041,305

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券 時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……船舶は定額法、その他は定率法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

船舶 11～13年

建物（建物附属設備を除く） 19～47年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

……リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上することとしている。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上することとしている。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務等の額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上している。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 収益及び費用の計上基準

運賃、運航費及び借船料については、外航部門は航海完了基準、内航部門は積切基準によっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 重要な会計方針の変更

(表示方法の変更)

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他営業外収益」に含めていた「燃料油売却益」（前事業年度5,847千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記している。

前事業年度において区分掲記していた営業外費用の「燃料油売却損」（当事業年度2,175千円）は、金額が僅少となったため、当事業年度は「その他営業外費用」に含めて表示している。

2. 貸借対照表に関する注記

※1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産（簿価）

現金及び預金	100,000千円
船舶	1,230,000千円
建物	47,712千円
土地	1,238千円
投資有価証券	395,894千円
関係会社株式	185,615千円
計	1,960,460千円

上記資産のうち、建物及び土地の一部については、根抵当権（極度額 50,000千円）を設定している。

担保付債務

一年内返済予定の長期借入金	127,134千円
長期借入金	1,303,321千円
保証債務	6,874,094千円

※2. 資産から直接控除した減価償却累計額

船舶	1,266,138千円
建物	177,112千円
器具及び備品	12,143千円
その他有形固定資産	77千円
計	1,455,472千円

3. 保証債務

関係会社T.S. Central Shipping Co., Ltd.の銀行からの借入債務に対し、保証を行っている。

NIKKEI DRAGON	1,104,000千円
建造資金借入	
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	1,329,780千円
建造資金借入	
NIKKEI VERDE	1,276,352千円
建造資金借入	
NIKKEI SIRIUS	1,588,980千円
建造資金借入	
NIKKEI PROGRESSO	1,574,982千円
建造資金借入	
計	6,874,094千円

※4. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	16,425千円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

※1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	2,049,298千円
営業費用	2,656,417千円
営業取引以外の取引による取引高	
営業外収益	31,599千円

※2. 減損損失

当社は、以下の資産について減損損失を計上した。

(経緯)

第二鶴玉丸は、竣工以後収益性の低下が続き、今後経常的な損失が予想されるため、減損損失を認識した。

(減損損失の金額)

名称	用途	種類	減損損失(千円)
第二鶴玉丸	油槽船	船舶	351,542

(グルーピングの方法)

当社グルーピングは原則として船舶及び賃貸不動産については個別物件ごとにグルーピングしている。

(回収可能価額の算定方法)

回収可能価額は正味売却価額としている。正味売却価額は第三者により合理的に算定された評価額等により算定している。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	13,014株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	5,295千円
未払事業税	938千円
長期未払金	11,865千円
減損損失	107,943千円
課税済海外子会社留保利益	371,886千円
その他	16,383千円
繰延税金資産小計	514,313千円
評価性引当額	△514,313千円
繰延税金資産合計	—

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	19,974千円
その他有価証券評価差額金	70,310千円
前払年金費用	12,802千円
繰延税金負債合計	103,088千円
差引：繰延税金負債の純額	103,088千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社及び主要株主	日本軽金属㈱	被所有 直接 20.6%	主要荷主 役員の兼任	運送等 役務の提供	2,005,857	海運業未収金	10,111

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 貨物運賃及び取扱貨物運賃については、海運市況、当社支配船舶の運航コスト等を勘案の上、期初に運賃見積もりを提出し、一般の取引条件と同様に決定している。

(注) 2. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めている。

2. 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	T. S. Central Shipping Co., Ltd.	所有 直接100.0%	資金援助	貸付資金の回収	112,800	貸付金回収	112,800
			船員の派遣 船舶の用船 債務保証 役員の兼任	受取利息	24,365	関係会社長期貸付金	1,385,600
				船員派遣料	36,000	立替金	1,861
				借船料	2,224,417	繰延及び前払費用	68,736
子会社	大四マリン㈱	所有 直接100.0%	船員の派遣 船舶の用船 役員の兼任	その他海運業収益	7,441	海運業未収金	1,080
				借船料	432,000	立替金	3,372
				増資の引受	20,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 借船料については、船舶の資本費、船費等のコストを勘案の上、当社経営会議において決定している。

(注) 2. 資金の貸付については、市場金利等を勘案の上、決定している。なお、担保等は受け入れていない。

(注) 3. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等を含めている。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

157.52円

1株当たり当期純損失(△)

△23.91円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書 平成28年5月12日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武内清信 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 立石康人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月16日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

監査役（社外監査役）

青木 松 義 ㊟

山口 修 司 ㊟

宮尾 克 己 ㊟

玉井 裕 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	さのぶのお 佐野展雄 (昭和24年8月27日生)	昭和49年5月 当社入社 平成4年2月 当社 海務部長 平成7年6月 当社 取締役海務部長 平成17年4月 当社 常務取締役海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長 平成20年2月 当社 常務取締役総務部・経理部管掌、海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長 平成22年6月 当社 専務取締役経理部管掌、総務部・海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長 平成25年4月 当社 代表取締役社長（現任） 平成27年6月 当社 内航営業部担当（現任）	57,000株
2	きはらのゆたか 木原豊 (昭和27年11月1日生)	昭和50年4月 当社入社 平成17年4月 当社 経理部長 平成22年6月 当社 取締役経理部長 平成25年4月 当社 取締役総務部担当、経理部長 平成27年4月 当社 取締役総務部長兼経理部長 平成27年6月 当社 常務取締役総務部長兼経理部長、内部統制室長（現任） (重要な兼職の状況) T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役社長	33,000株
3	きよぎまのてつや 清崎哲也 (昭和27年9月16日生)	昭和48年10月 当社入社 平成17年4月 当社 海務部長 平成24年6月 当社 取締役海務部長 平成25年4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長（現任） (重要な兼職の状況) 大四マリン株式会社 代表取締役社長	23,000株
4	かわなつとむ 川名勉 (昭和28年3月20日生)	昭和51年9月 当社入社 平成17年4月 当社 外航2部長 平成24年6月 当社 取締役外航2部長 平成26年4月 当社 取締役外航営業部長（現任）	80,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
5	おかもといちろう 岡本一郎 (昭和31年6月12日生)	昭和56年4月 日本軽金属株式会社入社 平成18年6月 同社 執行役員 平成21年6月 同社 取締役常務執行役員 平成24年6月 同社 取締役専務執行役員 平成24年10月 日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役 平成25年6月 日本軽金属株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成25年6月 当社 社外取締役 (現任) 平成27年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 代表取締役社長 (現任) (重要な兼職の状況) 日本軽金属ホールディングス株式会社 代表取締役社長 日本軽金属株式会社 代表取締役社長	0株
6	やすだこうたろう 安田耕太郎 (昭和31年9月10日生)	昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社 平成19年7月 同社 清水工場長 平成21年6月 同社 執行役員化成成品事業部長 平成26年6月 同社 取締役執行役員化成成品事業部長 (現任) 平成26年6月 当社 社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日本軽金属株式会社 取締役執行役員	0株

- (注) 1. 候補者岡本一郎氏は、日本軽金属株式会社の代表取締役を兼務し、安田耕太郎氏は同社取締役執行役員を兼務しており、当社と当社との間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡本一郎、安田耕太郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
岡本一郎氏及び安田耕太郎氏につきましては、岡本一郎氏が代表取締役を、また安田耕太郎氏が取締役執行役員を務める日本軽金属株式会社は、当社の筆頭株主であり、両氏の経営者としての豊富な経験と幅広い知見を生かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、両氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、岡本一郎氏が3年、安田耕太郎氏が2年であります。
4. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者岡本一郎氏及び安田耕太郎氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
5. その他特記事項について
社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実につきましては、以下のとおりであります。
社外取締役候補者岡本一郎氏は、平成21年6月に日本軽金属株式会社の取締役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成23年3月から平成26年4月に至るまで、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役青木松義氏及び山口修司氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	あきひ 朝日 格 (昭和26年2月28日生)	昭和50年4月 日本軽金属株式会社入社 平成18年10月 同社 執行役員、板事業部長 平成21年5月 同社 大阪支社長、名古屋支社長 平成23年6月 同社 常勤監査役 平成24年10月 同社 監査役（現任） 平成24年10月 日本軽金属ホールディングス株式会社 常勤監査役（現任） 平成28年6月 同社 常勤監査役退任（予定） 平成28年6月 日本軽金属株式会社 監査役退任（予定）	0株
2	やまぐち 山口 修司 (昭和31年12月27日生)	昭和57年4月 神戸弁護士会登録 昭和62年4月 クライド・アンド・カンパニー法律事務所 所入所 昭和63年5月 第一東京弁護士会登録 平成2年9月 岡部・山口法律事務所開設 平成12年3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外監査役 平成16年6月 当社 社外監査役（現任） 平成22年1月 岡部・山口法律事務所 代表（現任） 平成26年6月 株式会社住友倉庫 社外監査役（現任） 平成28年3月 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 岡部・山口法律事務所 代表 ザインエレクトロニクス株式会社 社外取締役 株式会社住友倉庫 社外監査役	9,000株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者全員は、社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。
 (1) 朝日 格氏は、当社の筆頭株主である日本軽金属株式会社において執行役員並びに監査役として、長年培われてきた豊富な経験と幅広い知見を当社の監査業務に生かしていただきたいと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は新任の社外監査役候補者であります。
 (2) 山口修司氏は、弁護士としての専門的な知識、経験を当社の監査業務に生かしていただきたいと考え、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。
 (3) 当社は、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、朝日 格氏の選任が承認された場合、当該責任限定契約を締結する予定であります。また、山口修司氏の再任が承認された場合、既に当社と同氏との間で締結しております責任限定契約を継続する予定であります。
 その契約内容の概要は、次のとおりであります。
 社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

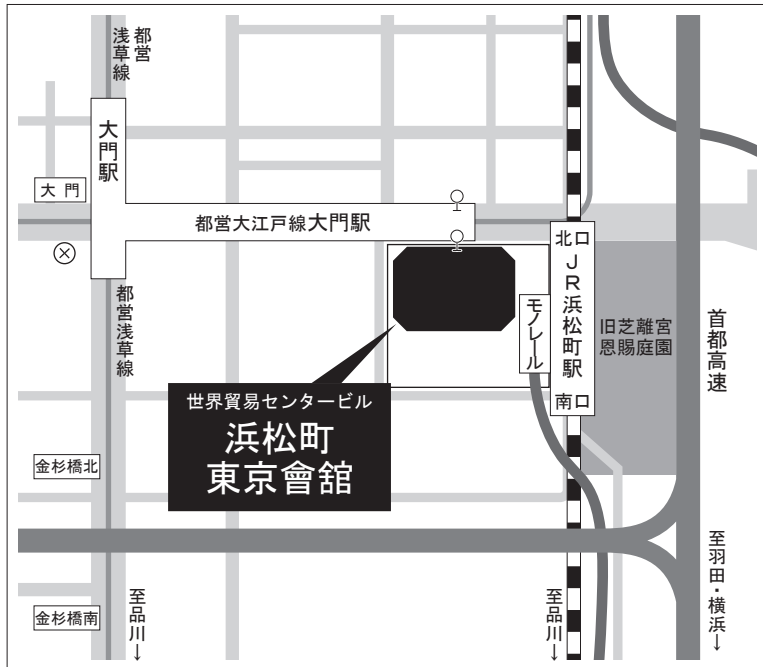
4. その他特記事項について

社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実につきましては、以下のとおりであります。

社外監査役候補者朝日格氏は、平成23年6月に日本軽金属株式会社の監査役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成23年3月から平成26年4月に至るまで、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

以 上

株主総会会場ご案内図



- JR山手線・京浜東北線 浜松町駅直結
- 東京モノレール 浜松町駅直結
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅徒歩3分（B3出口）

会場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階
浜松町東京會館 オリオンルーム
電話 03-3435-2611（当日のみ）